

議案第 27 号

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に
について

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 6 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人情報保護条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 14 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において
準用する場合を含む。)」を加える。

第 26 条の 2 第 2 号中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に
「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情
報提供者」を、「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準
用する場合を含む。)」を加える。

第 28 条の 2 第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。